

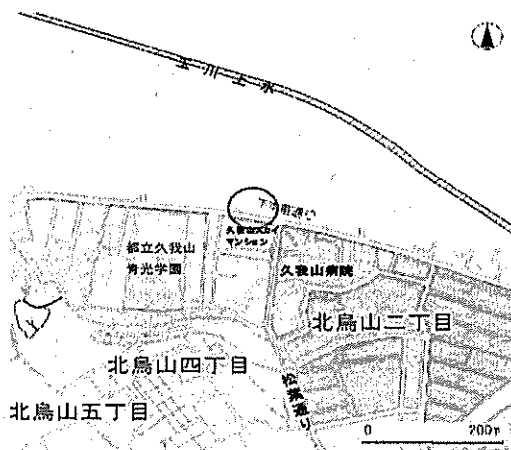
令和5年2月6日
清掃・リサイクル部
砧清掃事務所

自動車事故の発生について

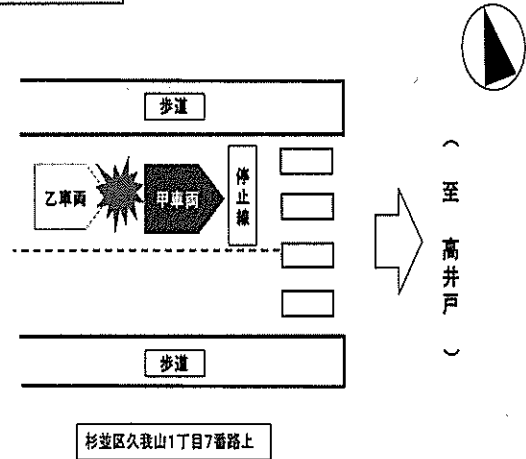
1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年12月23日(金) 午前10時25分頃(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 杉並区久我山一丁目7番路上
- (3) 相手方 乙 ([REDACTED])
(運転者 [REDACTED])
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)砧清掃事務所の職員が運転する清掃車両が、信号待ちのために完全停止していたところ、後方より低速で前進してきた乙車両が追突した。
本件事故は、事故内容から区は無過失と確定した。

位置図



現場説明図



- (5) 損傷の程度

甲	人身: なし	物損: 右テールランプに破損あり。 リヤロープフックに破損あり。 リヤステップに破損あり。
乙	人身: なし	物損: なし

2 事後の対応

- (1) 事故発生以後、乙とは誠意をもって示談交渉を行い、その結果、乙側の過失を10割として示談書を取り交わした。
- (2) 本件事故を踏まえ、改めて職員に対し安全運転、安全作業の徹底を図るとともに、今後も事故防止に向けた職員への指導を継続して行っていく。